

別記様式

		担当課	議会総務課
会議の名称	第2回鴻巣市議会議員政治倫理審査会		
開催日	令和3年7月16日(金)		
開催時間	午前10時08分 開会 ・ 午後2時10分 閉会		
開催場所	鴻巣市役所本庁舎5階 理事者控室		
議長(委員長・会長)氏名	会長 頓所澄江 副会長 潮田幸子		
出席者(委員)氏名(出席者数)	金子裕太 頓所澄江 潮田幸子 秋谷 修 竹田悦子 坂本 晃 (6名)		
欠席者(委員)氏名(欠席者数)	なし		
事務局職員職氏名	議会事務局長 岡田和弘 議会総務課長 小野田直人 議会総務課副課長 佐伯幸子 議会総務課主査 中島達也		
傍聴の可否(傍聴者数)	可(9人)		
会議の内容	(議題)		
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書の一部訂正について</li> <li>2 審査請求代表者からの事情聴取・質疑応答</li> <li>3 審査請求の適否について</li> <li>4 次回の審査について</li> <li>5 その他</li> </ol>		
会議の内容	(決定事項など)		
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書の一部訂正について、審査の内容に影響を及ぼす内容ではないことから一部訂正が了承された。</li> <li>2 質疑の方法として、常任委員会の質疑に準じた方法として、一問一答方式で行うこととし、質疑の回数及び質疑応答の時間については、制限なしと決定した。</li> <li>3 審査請求について、審査会で審査するに当たり適切であると判断した。</li> <li>4 次回の審査会は、7月29日(木)に開催することが決定した。また、第4回審査会は8月5日(木)午前中、第5回審査会は8月18日(水)午前中に開始することが決定した。 7月29日に実施される対象者に対する事情聴取・質疑応答を踏まえて、8月5日に必要とあれば参考人を招致することが決定した。</li> <li>5 審査会に対して、竹田委員及び坂本委員連名で「鴻巣市議会議員政治倫理審査会運営に関する要望」が提出されたが、配付資料の取扱いについては、前回の審査会で決定していること、公平・公正な審査を行うことについては、現在審査中であり公正・公平に行われていることから、要望については取り扱わないことになった。</li> </ol>		

(意見など)

1 鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書の一部訂正について

- ・代表者以下13名が賛同して提出したものであり、非常に重みのあるものである。この中には、議会運営委員長、副委員長もいることから、ただ単に数字の間違いとの受け止めでよいか疑問である。
- ・もう一度改めて提出させるべきではないか。
- ・審査の内容に何ら影響のないものであり、弁護士も法的に何ら問題がないという判断があったということであれば、認めてよいのではないか。
- ・施行規程では、請求代表者から訂正を請求できる規定はない。請求代表者から先に訂正の申し出があり、どうこうと取り上げることで体が不条理である。日付的な違いはあるが、指摘しているのは議会運営委員会の中で発言の取り消し部分なので、18日に訂正して進めるべきだと考える。

2 審査請求代表者からの事情聴取・質疑応答

- ・政治倫理審査請求書の誤りについて、いつ気付いたのか。また発見したのは誰であるか。  
→私が見つけた。第1回審査会の日あたりである。
- ・加藤請求代表者に対して、市民からコスモス通信について批判的な意見が届いているか。  
→町内会等で大いに問題があるとの発言を受けている。
- ・阿部議員による不規則発言との表現があるが、請求代表者はどう考えるか。  
→議会は規則に則るものであるが、議会運営委員会ではそうではない案件と認められた。その時点で規則発言ではないと考えている。ここでは表現として不規則発言という言葉を使った。
- ・市議会の品位を損ねているとあるが、請求代表者はどう考えるか。  
→ものの言い方を含めて、トータルで品位を損ねていると考えている。
- ・議会運営委員長、副委員長の立場で、決定事項として阿部議員に取り消しを求めたのか。  
→取り消しを求めたのではなく、議会運営委員会の決定事項を丁寧に伝えた。
- ・「阿部慎也議員は同じ市議会議員に対しても時に『口のきき方に気をつけろ』というような怒号を発する人物であり、普段より恐怖を感じている議員や職員が阿部慎也議員に『迫る』ということはあるが、具体的にどのような事例があったか、代表者が掌握していることはあるか。  
→12月定例会の最終日、12月14日に阿部議員から「口のきき方に気をつけろ」とかなり大きな声で言われた。
- ・野本前議会運営委員長も恐怖を感じているのか。  
→野本議員本人も恐怖を感じていると認識している。
- ・審査請求書を見る限り、一番大きな部分が議会運営委員会で発言の取り消しをしたものが、会派としての発行物に掲載されていることが、一番メインだと読み取ることができるが、そのような考えか。  
→議会運営委員会の決定事項は真摯に受け止めなければならない。それを守られるようにすることが必要であるというのが訴えの根幹である。それに付随して議員や職員に恐怖を与えてまで、コントロールしてはいけないということがあり、両方とも大切であると思う。議員と職員はどちらが優越的な立場というものはない。

会議の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発言の取り消しをしたにもかかわらず、コスモス通信に記載している行為は議会軽視であると記載されている。市民からは非常に分かりやすいとの声があったが、どう考えるか。 →議会運営委員会はオフィシャルな会議であり、議員はその決定を守っていくことが必要だと思っている。自由と無秩序は違うという認識である。</li> <li>・この請求の前段では、「条例違反が認められた場合は、3人に対して厳正なる措置を行っていただくことを期待します」とあるが、厳正なる措置とは具体的に何を指しているのか。 →議会の中で不適切な状況があった時に、結果的に結論付けられる手法というのは自ずと決まっている。しっかりと議論し措置をしてもらいたい。</li> </ul> <p>3 審査請求の適否について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・しっかりと審査をしてお互いの意見を聞き、結論を出すべきだと思う。</li> <li>・発言の取り消しをした場合、その発言自体は全くなかったものとなる。それを発行物に載せたのは、議会として非常に重要な部分ではないかと考える。これはしっかりと審査すべきだと思う。</li> <li>・議会報告は、議員・会派の思いがあり、一番大切にすべきものである。市民より問題があるとの指摘があったのであれば、議員が責任を持つべきものであり、今回は審査に相応しくないとと思う。</li> <li>・会派は違うので主張が違うのは当然である。チームコスモスの議員からも意見を聞き、しっかりと審査すべき。</li> </ul> <p>4 次回の審査について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参考人を招致する機会を設けてもらいたい。</li> <li>・両方の意見が真実であるか確認するため、参考人を招致すべきである。</li> <li>・野本前議会運営委員長を参考人として招致すべきである。</li> <li>・職員については、誰を参考人として招致するか、最終的な決定は会長に一任する。</li> </ul> <p>5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料の件については、前回の審査会で資料については結論が出ている。</li> <li>・市民に信頼される政治倫理審査会にするよう対応すべき。</li> </ul>
配付資料	<p>次第          鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書の一部訂正について          鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書          鴻巣市議会議員政治倫理審査請求理由          チームコスモス通信（令和3年4月臨時号）          鴻巣市議会議員政治倫理審査会運営に関する要望</p>

注 会議の内容の欄は、主な意見や質疑内容を交えて概要を記入し、記入事項が多い場合は、別紙に記入するものとする。